**県民芸術劇場（一般公演）入場料に係る理由書の提出について**

　令和６年度県民芸術劇場実施細則２（1）に規定する上限を超える入場料（当日料金、前売料金、その他特別料金を含む。）を設定される場合、あるいは無料公演とされる場合は、実施申請書提出時に必ず別添の理由書を提出し、同細則２（4）のとおり当協会あてに協議してください。

　なお、特に同細則（別表１）県民芸術劇場基準入場料に規定する金額を超える場合は、

理由及び観客に及ぼす効果等、詳細を記載してください。

　令和６年度県民芸術劇場実施細則（抄）

　　２　入場料

　　　(1)　要綱５(7)の入場料の金額は、地元主催者が設定するものとするが、次の算式で算出された金額を上限とするものとする。ただし、算出された金額が県民芸術劇場基準入場料（別表１）の額を超える場合は、県民芸術劇場基準入場料の額とする。

総事業費÷（収容人員×０．７）×１／２

　　　(4) 無料公演または上限を超える入場料金を設定するときは、協会と協議するものとする。

 　別表１　基準入場料

|  |  |
| --- | --- |
|  　 種　　目 |  　　入場料（消費税除く） |
|  　オ　ペ　ラ |  ３，５００　円 |
|  バ　レ　エ |  ３，５００　円 |
|  モダンダンス |  ２，８００　円 |
|  ミュージカル |  ３，４００　円 |
|  オーケストラ |  ３，３００　円 |
|  新　　劇 |  ２，８００　円 |
|  邦楽・邦舞 |  ３，３００　円 |
|  能・狂言 |  ３，０００　円 |
|  人形浄瑠璃 |  ２，７００　円 |

理　由　書

|  |  |
| --- | --- |
| 公 演 名 |  |
| 公演日時 | 令和　　　年　　　月　　　日（　）　　　：　　　～　　　：　　 |
| 　１　入場料を無料あるいは上限を超える入場料を設定する理由　２　鑑賞する際の手続（入場料無料の場合）　（１）事前申込・入場整理券等の要否　（２）申込方法　（３）定員・締切　（４）その他 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　地元主催者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　TEL